

全国児童福祉主管課長  
・子育て応援特別手当関係課長会議  
(総務課)

【目次】

- 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に  
関する政令案・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令案・・・・・・・・ 15
- 児童福祉法施行規則第一条の三十三の厚生労働大臣が定める研修（案）  
（養育里親研修の内容を定める告示）・・・・・・・・ 59
- 児童福祉法施行規則第一条の三十六の厚生労働大臣が定める研修（案）  
（専門里親研修の内容を定める告示）・・・・・・・・ 63
- 児童福祉法施行規則第三十六条の四十二第二項の厚生労働大臣が定める  
研修（案）（更新研修の内容を定める告示）・・・・・・・・ 67
- 公営住宅法第四十五条第一項の事業等を定める省令の一部を改正する  
省令について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 71
- 児童福祉に係る公営住宅の活用・・・・・・・・・・・・・・・・ 73

平成21年2月27日（金）  
厚生労働省  
雇用均等・児童家庭局総務課

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う  
関係政令の整備に関する政令案新旧対照条文

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案新旧対照条文・目次

○	第一条関係	一
○	第二条関係	六
○	第三条関係	十一

改正案	現行
<p>目次 第一章・第二章（略） 第三章 福祉の保障（第二十二條―第三十四條） 第四章 養育里親及び児童福祉施設（第三十五條―第三十八條） 第五章・第六章（略） 附則</p> <p>第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。）第六條の二第一項の政令で定める措置は、法第二十七條第一項第三号に掲げる措置のうち児童を小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託する措置又は児童養護施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させる措置とする。</p> <p>② 法第六條の二第一項の政令で定める者は、義務教育を終了した児童又は児童以外の満二十歳に満たない者のうち、前項に規定する措置を解除された者以外の者であつて、都道府県知事がその者の自立のために法第三十三條の六第一項に規定する援助及び生活指導並びに就業の支援が必要と認めたとする。</p> <p>第一条の二 法第六條の二第二項に規定する放課後児童健全育成事業は、これを利用する児童の健全な育成が図られるよう、衛生及び安全が確保された設備を備える等により、適切な遊び及び生活の場を与えて実施されなければならない。</p>	<p>目次 第一章・第二章（略） 第三章 福祉の保障（第二十二條―第三十五條） 第四章 児童福祉施設（第三十六條―第三十八條） 第五章・第六章（略） 附則</p> <p>第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。）第六條の二第二項に規定する放課後児童健全育成事業は、これを利用する児童の健全な育成が図られるよう、衛生及び安全が確保された設備を備える等により、適切な遊び及び生活の場を与えて実施されなければならない。</p>

第二十九条 都道府県知事は、法第六条の三第一項の規定により里親の認定をするには、法第八条第二項に規定する都道府県児童福祉審議会（同条第一項ただし書に規定する都道府県にあつては、同項ただし書に規定する地方社会福祉審議会とする。以下「都道府県児童福祉審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

(削除)

第三十三条 (略)

第三十四条 (略)

第四章 養育里親及び児童福祉施設

第三十五条 法第三十四条の十五第一項第三号の政令で定める法律は、社会福祉法、児童扶養手当法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律及び児童手当法とする。

第二十九条 都道府県知事は、法第六条の三の規定により里親の認定をするには、法第八条第二項に規定する都道府県児童福祉審議会（同条第一項ただし書に規定する都道府県にあつては、同項ただし書に規定する地方社会福祉審議会とする。以下「都道府県児童福祉審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

第三十三条 法第二十七条第七項の政令で定める措置は、同条第一項第三号に掲げる措置のうち児童を里親に委託する措置又は児童養護施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させる措置とする。

② 法第二十七条第七項の政令で定める児童は、前項に規定する措置を解除された児童以外の児童であつて、都道府県知事が当該児童の自立のために同条第七項に規定する援助及び生活指導並びに就業の支援が必要と認めたとする。

③ 法第二十七条第七項の措置は、当該児童が自立した生活を営むことができるよう、当該児童の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な同項に規定する援助及び生活指導並びに就業の支援を行い、又は当該援助及び生活指導並びに就業の支援を行うことを委託して行うものとする。

第三十四条 (略)

第三十五条 (略)

第四章 児童福祉施設

第四十五条の三 法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）において、同項の規定により、児童相談所設置市が処理する事務は、法及びこの政令の規定により、都道府県が処理することとされている事務（法第十一条第一項第一号及び第二号イの規定による市町村相互間の連絡調整等、同条第二項の規定による助言、法第十八条の八第二項の規定による保育士試験、同条第三項の規定による保育士試験委員の設置、法第十八条の九、第十八条の十（法第十八条の十一第二項において準用する場合を含む。）及び第十八条の十三から第十八条の十七までの規定並びに第七条、第九条、第十一条から第十三条まで及び第十五条の規定による指定試験機関の指定等、法第十八条の十八から第十八条の二十までの規定及び第十六条から第二十条までの規定による保育士の登録等、児童相談所設置市が行う児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業に係る法第三十四条の四の規定による質問等及び法第三十四条の五の規定による制限又は停止の命令、児童相談所設置市が行う一時預かり事業に係る法第三十四条の十三の規定による質問等、児童相談所設置市が設置する児童福祉施設に係る法第四十六条の規定による質問等及び第三十八条の規定による検査、法第五十六条の七の規定による支援並びに法第五十九条の四第三項の規定による勧告等に関する事務を除く。）とする。この場合においては、第四項から第七項までにおいて特別の定めがあるものを除き、法及びこの政令中都道府県に関する規定（前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。）は、児童相談所設置市に関する規定として児童相談所設置市に適用があるものとする。

②⑤（略）  
⑥ 第一項及び第二項の場合においては、第四項に規定する児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関は、法第八条第七項、第二十七條第六項、第三十三條の十五第三項、第四十六條第四項及び第五十九條第五項の規定による権限を有するものとする。この場合においては、第四項に規定する児童福祉に関する審議会その他の合議制

第四十五条の三 法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）において、同項の規定により、児童相談所設置市が処理する事務は、法及びこの政令の規定により、都道府県が処理することとされている事務（法第十一条第一項第一号及び第二号イの規定による市町村相互間の連絡調整等、同条第二項の規定による助言、法第十八条の八第二項の規定による保育士試験、同条第三項の規定による保育士試験委員の設置、法第十八条の九、第十八条の十（法第十八条の十一第二項において準用する場合を含む。）及び第十八条の十三から第十八条の十七までの規定並びに第七条、第九条、第十一条から第十三条まで及び第十五条の規定による指定試験機関の指定等、法第十八条の十八から第十八条の二十までの規定及び第十六条から第二十条までの規定による保育士の登録等、児童相談所設置市が行う法第三十四条の三第一項に規定する児童自立生活援助事業（以下この条において「児童自立生活援助事業」という。）に係る法第三十四条の四の規定による質問等及び法第三十四条の五の規定による制限又は停止の命令、児童相談所設置市が設置する児童福祉施設に係る法第四十六条の規定による質問等及び第三十八条の規定による検査、法第五十六条の七の規定による支援並びに法第五十九条の四第三項の規定による勧告等に関する事務を除く。）とする。この場合においては、第四項から第七項までにおいて特別の定めがあるものを除き、法及びこの政令中都道府県に関する規定（前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。）は、児童相談所設置市に関する規定として児童相談所設置市に適用があるものとする。

②⑤（略）  
⑥ 第一項及び第二項の場合においては、第四項に規定する児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関は、法第八条第七項、第二十七條第六項、第四十六條第四項及び第五十九條第五項の規定による権限を有するものとする。

の機関を都道府県児童福祉審議会とみなして、法第三十三条の十二  
第一項及び第三項、第三十三条の十三並びに第三十三条の十五第一  
項、第二項及び第四項の規定を適用する。

⑦ (略)

⑧ 第一項及び第二項の場合においては、法第十二条第二項中「前条  
第一項第一号に掲げる業務(市町村職員の研修を除く。）」及び同項  
第二号ロ」とあるのは「前条第一項第二号ロ」と、法第十三条第四  
項中「職務を行い、担当区域内の市町村長に協力を求めることができ  
る。」とあるのは「職務を行う。」と、法第十八条第二項中「児  
童相談所長又は市町村長」とあるのは「児童相談所長」と、法第二  
十四条の四第一項第二号中「都道府県以外の都道府県の区域内」と  
あるのは「児童相談所設置市の区域以外の区域」と、法第三十条第  
一項及び第二項中「市町村長を経て、都道府県知事」とあるのは「  
児童相談所設置市の市長」と、法第三十四条の三中「及び都道府県  
」とあるのは「都道府県及び児童相談所設置市」と、法第三十四  
条の四第一項及び第三十四条の五中「小規模住居型児童養育事業を  
行う者」とあるのは「小規模住居型児童養育事業を行う者(都道府  
県を除く。）」と、法第三十五条第三項及び第六項中「市町村」と  
あるのは「児童相談所設置市以外の市町村」と、法第四十六条第一  
項、第三項及び第四項中「児童福祉施設」とあるのは「児童福祉施  
設(都道府県が設置するものを除く。）」と、法第五十一条第二号  
中「費用(都道府県の設置する助産施設又は母子生活支援施設に係  
るものを除く。）」とあるのは「費用」と、同条第三号中「市町村  
」とあるのは「都道府県及び市町村」と、第五条第二項から第五項  
まで及び第七項中「都道府県である」とあるのは「児童相談所設置  
市である」と、「その他の者」とあるのは「その他の者(児童相談  
所設置市を除く。）」と、「都道府県知事」とあるのは「児童相  
談所設置市の市長」と、第三十八条中「児童福祉施設」とあるの  
は「児童福祉施設(都道府県が設置するものを除く。）」と読み替  
えるものとする。

⑦ (略)

⑧ 第一項及び第二項の場合においては、法第十二条第二項中「前条  
第一項第一号に掲げる業務及び同項第二号ロ」とあるのは「前条第  
一項第二号ロ」と、法第十三条第四項中「職務を行い、担当区域内  
の市町村長に協力を求めることができる。」とあるのは「職務を行  
う。」と、法第十八条第二項中「児童相談所長又は市町村長」とあ  
るのは「児童相談所長」と、法第二十四条の四第一項第二号中「都  
道府県以外の都道府県の区域内」とあるのは「児童相談所設置市の  
区域以外の区域」と、法第三十条第一項及び第二項中「市町村長を  
経て、都道府県知事」とあるのは「児童相談所設置市の市長」と、  
法第三十四条の三中「及び都道府県」とあるのは「都道府県及び  
児童相談所設置市」と、法第三十四条の四第一項及び第三十四条の  
五中「児童自立生活援助事業を行う者」とあるのは「児童自立生活  
援助事業を行う者(都道府県を除く。）」と、法第三十五条第三項  
及び第六項中「市町村」とあるのは「児童相談所設置市以外の市町  
村」と、法第四十六条第一項、第三項及び第四項中「児童福祉施設  
」とあるのは「児童福祉施設(都道府県が設置するものを除く。）」  
と、法第五十一条第三号中「費用(都道府県の設置する助産施設  
又は母子生活支援施設に係るものを除く。）」とあるのは「費用」  
と、同条第四号中「市町村」とあるのは「都道府県及び市町村」と  
、第五条第二項から第五項まで及び第七項中「都道府県である」と  
あるのは「児童相談所設置市である」と、「その他の者」とあるの  
は「その他の者(児童相談所設置市を除く。）」と、「都道府県知  
事」とあるのは「児童相談所設置市の市長」と、第三十八条中  
「児童福祉施設」とあるのは「児童福祉施設(都道府県が設置する  
ものを除く。）」と読み替えるものとする。

⑨ 児童相談所設置市がその事務を処理するに当たつては、法第三十条の四第一項の規定による児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業についての都道府県知事の質問等に関する規定、法第三十四条の五の規定による児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業の制限又は停止についての都道府県知事の命令に関する規定、法第三十四条の十三第一項、第三項及び第四項の規定による一時預かり事業についての都道府県知事の質問等に関する規定、法第四十六条第一項、第三項及び第四項の規定による児童福祉施設についての都道府県知事の質問等に関する規定並びに第三十八条の規定による児童福祉施設についての都道府県知事の検査に関する規定は、適用しない。

⑨ 児童相談所設置市がその事務を処理するに当たつては、法第三十条の四第一項の規定による児童自立生活援助事業についての都道府県知事の質問等に関する規定、法第三十四条の五の規定による児童自立生活援助事業の制限又は停止についての都道府県知事の命令に関する規定、法第四十六条第一項、第三項及び第四項の規定による児童福祉施設についての都道府県知事の質問等に関する規定並びに第三十八条の規定による児童福祉施設についての都道府県知事の検査に関する規定は、適用しない。

改正案

第七百七十四条の二十六 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の規定により、指定都市が処理する児童福祉に関する事務は、児童福祉法及び児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）、少年法（昭和二十三年法律第六十八号）並びに児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）の規定により、都道府県が処理することとされている事務（児童福祉法第十一条第一項第一号及び第二号イの規定による市町村相互間の連絡調整等、同条第二項の規定による助言、同法第十八条の八第二項の規定による保育士試験、同条第三項の規定による保育士試験委員の設置、同法第十八条の九、第十八条の十（同法第十八条の十一第二項において準用する場合を含む。）及び第十八条の十三から第十八条の十七まで並びに同令第七条、第九条、第十一条から第十三条まで及び第十五条の規定による指定試験機関（同法第十八条の九第一項に規定する指定試験機関をいう。第七百七十四条の四十九の二において同じ。）の指定等、同法第十八条の十八から第十八条の二十まで及び同令第十六条から第二十条までの規定による保育士（同法第十八条の四に規定する保育士をいう。第七百七十四条の四十九の二において同じ。）の登録等、指定都市が行う同法第六条の二第一項に規定する児童自立生活援助事業（第八項において「児童自立生活援助事業」という。）又は同法第六条の二第八項に規定する小規模住居型児童養育事業（第八項において「小規模住居型児童養育事業」という。）に係る同法第三十四条の四の規定による質問等及び同法第三十四条の五の規定による制限又は停止の命令、指定都市が行う同法第六条の二第七項に規定する一時預かり事業（第八項において「一時預かり事業」と

現行

第七百七十四条の二十六 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の規定により、指定都市が処理する児童福祉に関する事務は、児童福祉法及び児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）、少年法（昭和二十三年法律第六十八号）並びに児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）の規定により、都道府県が処理することとされている事務（児童福祉法第十一条第一項第一号及び第二号イの規定による市町村相互間の連絡調整等、同条第二項の規定による助言、同法第十八条の八第二項の規定による保育士試験、同条第三項の規定による保育士試験委員の設置、同法第十八条の九、第十八条の十（同法第十八条の十一第二項において準用する場合を含む。）及び第十八条の十三から第十八条の十七まで並びに同令第七条、第九条、第十一条から第十三条まで及び第十五条の規定による指定試験機関（同法第十八条の九第一項に規定する指定試験機関をいう。第七百七十四条の四十九の二において同じ。）の指定等、同法第十八条の十八から第十八条の二十まで及び同令第十六条から第二十条までの規定による保育士（同法第十八条の四に規定する保育士をいう。第七百七十四条の四十九の二において同じ。）の登録等、指定都市が行う同法第六条の二第一項に規定する児童自立生活援助事業（以下この条において「児童自立生活援助事業」という。）に係る同法第三十四条の四の規定による質問等及び同法第三十四条の五の規定による制限又は停止の命令、指定都市が設置する児童福祉施設に係る同法第四十六条の規定による質問等及び同令第三十八条の規定による検査、同法第五十六条の七の規定による支援並びに同法第五十九条の四第三項の規定による勧告等に関する事務を除

（傍線部分は改正部分）

いう。)に係る同法第三十四条の十三の規定による質問等、指定都市が設置する同法第七条第一項に規定する児童福祉施設(第八項において「児童福祉施設」という。)に係る同法第四十六条の規定による質問等及び同令第三十八条の規定による検査、同法第五十六条の七の規定による支援並びに同法第五十九条の四第三項の規定による勧告等に関する事務を除く。)とする。この場合においては、第三項から第六項までにおいて特別の定めがあるものを除き、児童福祉法及び同令、少年法並びに児童虐待の防止等に関する法律中道府県に關する規定(前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。)は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。

2(4) (略)

5 第一項の場合においては、第三項に規定する児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関及び同項ただし書に規定する指定都市に置かれる地方社会福祉審議会は、児童福祉法第八条第七項、第二十七條第六項、第三十三条の十五第三項、第四十六条第四項及び第五十九條第五項の規定による権限を有するものとする。この場合においては、第三項に規定する児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関及び同項ただし書に規定する指定都市に置かれる地方社会福祉審議会を都道府県児童福祉審議会とみなして、同法第三十三条の十二第一項及び第三項、第三十三条の十三並びに第三十三条の十五第一項、第二項及び第四項の規定を適用する。

6 (略)

7 第一項の場合においては、児童福祉法第十二條第二項中「前條第一項第一号に掲げる業務(市町村職員の研修を除く。)&及び同項第二号」とあるのは「前條第一項第二号」と、同法第十三條第四項中「職務を行い、担当区域内の市町村長に協力を求めることができる。」とあるのは「職務を行う。」と、同法第十八條第二項中「児童相談所長又は市町村長」とあるのは「児童相談所長」と、同法第二十四條の四第一項第二号中「都道府県以外の都道府県の区域内

く。)とする。この場合においては、第三項から第六項までにおいて特別の定めがあるものを除き、児童福祉法及び同令、少年法並びに児童虐待の防止等に関する法律中道府県に關する規定(前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。)は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。

2(4) (略)

5 第一項の場合においては、第三項に規定する児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関及び同項ただし書に規定する指定都市に置かれる地方社会福祉審議会は、児童福祉法第八条第七項、第二十七條第六項、第四十六条第四項及び第五十九條第五項の規定による権限を有するものとする。

6 (略)

7 第一項の場合においては、児童福祉法第十二條第二項中「前條第一項第一号に掲げる業務及び同項第二号」とあるのは「前條第一項第二号」と、同法第十三條第四項中「職務を行い、担当区域内の市町村長に協力を求めることができる。」とあるのは「職務を行う。」と、同法第十八條第二項中「児童相談所長又は市町村長」とあるのは「児童相談所長」と、同法第二十四條の四第一項第二号中「都道府県以外の都道府県の区域内」とあるのは「指定都市の区域

「とあるのは「指定都市の区域以外の区域」と、同法第三十条第一項及び第二項中「市町村長を経て、都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と、同法第三十四条の三中「及び都道府県」とあるのは、「都道府県及び指定都市」と、同法第三十四条の四第一項及び第三十四条の五中「小規模住居型児童養育事業を行う者」とあるのは「小規模住居型児童養育事業を行う者（都道府県を除く。）」と、同法第三十五条第三項及び第六項中「市町村」とあるのは「指定都市以外の市町村」と、同法第四十六条第一項、第三項及び第四項中「児童福祉施設」とあるのは「児童福祉施設（都道府県が設置するものを除く。）」と、同法第五十一条第二号中「費用（都道府県が設置する助産施設又は母子生活支援施設に係るものを除く。）」とあるのは「費用」と、同条第三号中「市町村」とあるのは「都道府県及び市町村」と、児童福祉法施行令第五条第二項から第五項まで及び第七項中「都道府県である」とあるのは「指定都市である」と、「その他の者」とあるのは「その他の者（指定都市を除く。）」と、「都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長を」と、同令第三十八条中「児童福祉施設」とあるのは「児童福祉施設（都道府県が設置するものを除く。）」と読み替えるものとする。

8 指定都市がその事務を処理するに当たつては、地方自治法第二百五十二条の十九第二項の規定により、児童福祉法第三十四条の四第一項の規定による児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業についての都道府県知事の質問等に関する規定、同法第三十四条の五の規定による児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業の制限又は停止についての都道府県知事の命令に関する規定、同法第三十四条の十三第一項、第三項及び第四項の規定による一時預かり事業についての都道府県知事の質問等に関する規定、同法第四十六条第一項、第三項及び第四項の規定による児童福祉施設についての都道府県知事の質問等に関する規定並びに児童福祉法施行令第三十八条の規定による児童福祉施設についての都道府県知事の検査に関する規定は、これを適用しない。

以外の区域」と、同法第三十条第一項及び第二項中「市町村長を経て、都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と、同法第三十四条の三中「及び都道府県」とあるのは、「都道府県及び指定都市」と、同法第三十四条の四第一項及び第三十四条の五中「児童自立生活援助事業を行う者」とあるのは「児童自立生活援助事業を行う者（都道府県を除く。）」と、同法第三十五条第三項及び第六項中「市町村」とあるのは「指定都市以外の市町村」と、同法第四十六条第一項、第三項及び第四項中「児童福祉施設」とあるのは「児童福祉施設（都道府県が設置するものを除く。）」と、同法第五十一条第二号中「費用（都道府県が設置する助産施設又は母子生活支援施設に係るものを除く。）」とあるのは「費用」と、同条第三号中「市町村」とあるのは「都道府県及び市町村」と、児童福祉法施行令第五条第二項から第五項まで及び第七項中「都道府県である」とあるのは「指定都市である」と、「その他の者」とあるのは「その他の者（指定都市を除く。）」と、「都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長を」と、同令第三十八条中「児童福祉施設」とあるのは「児童福祉施設（都道府県が設置するものを除く。）」と読み替えるものとする。

8 指定都市がその事務を処理するに当たつては、地方自治法第二百五十二条の十九第二項の規定により、児童福祉法第三十四条の四第一項の規定による児童自立生活援助事業についての都道府県知事の質問等に関する規定、同法第三十四条の五の規定による児童自立生活援助事業の制限又は停止についての都道府県知事の命令に関する規定、同法第四十六条第一項、第三項及び第四項の規定による児童福祉施設についての都道府県知事の質問等に関する規定並びに児童福祉法施行令第三十八条の規定による児童福祉施設についての都道府県知事の検査に関する規定は、これを適用しない。

第七百七十四条の四十九の二 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の規定により、同項の中核市（以下「中核市」という。）が処理する児童福祉に関する事務は、児童福祉法及び児童福祉法施行令の規定により、都道府県が処理することとされている事務（次に掲げる事務を除く。）とする。この場合においては、次項及び第三項において準用する第七百七十四条の二十六第三項から第六項までにおいて特別の定めがあるものを除き、同法及び同令中都道府県に関する規定（次に掲げる事務に係る規定を除く。）は、中核市に関する規定として中核市に適用があるものとする。

一 児童福祉法第六条の三第一項の規定による里親の認定に関する事務

二（九）（略）

十 児童福祉法第二十七条から第三十一条まで、第三十三条第二項及び第三十三条の六の規定による措置等に関する事務

十一 児童福祉法第二章第六節の規定による被措置児童等虐待の防止等に関する事務

十二 児童福祉法第六条の二第一項に規定する児童自立生活援助事業又は同条第八項に規定する小規模住居型児童養育事業に係る同法第三十四条の三の規定による届出、同法第三十四条の四の規定による質問等及び同法第三十四条の五の規定による制限又は停止の命令に関する事務

十三 中核市が行う児童福祉法第六条の二第七項に規定する一時預かり事業に係る同法第三十四条の十三の規定による質問等

十四（二十二）（略）

2  
(略)

3 第七百七十四条の二十六第二項から第六項まで及び第八項の規定は、中核市について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第七百七十四条の四十九の二第一項」と、同条第三項中「第一項の場合」とあるのは「第七百七十四条の四十九の二第一

第七百七十四条の四十九の二 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の規定により、同項の中核市（以下「中核市」という。）が処理する児童福祉に関する事務は、児童福祉法及び児童福祉法施行令の規定により、都道府県が処理することとされている事務（次に掲げる事務を除く。）とする。この場合においては、次項及び第三項において準用する第七百七十四条の二十六第三項から第六項までにおいて特別の定めがあるものを除き、同法及び同令中都道府県に関する規定（次に掲げる事務に係る規定を除く。）は、中核市に関する規定として中核市に適用があるものとする。

一 児童福祉法第六条の三の規定による里親の認定に関する事務

二（九）（略）

十 児童福祉法第二十七条から第三十一条まで及び第三十三条第二項の規定による措置等に関する事務

十一 児童福祉法第六条の二第一項に規定する児童自立生活援助事業に係る同法第三十四条の三の規定による届出、同法第三十四条の四の規定による質問等及び同法第三十四条の五の規定による制限又は停止の命令に関する事務

十二（二十）（略）

2  
(略)

3 第七百七十四条の二十六第二項から第六項まで及び第八項の規定は、中核市について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第七百七十四条の四十九の二第一項」と、同条第三項中「第一項の場合」とあるのは「第七百七十四条の四十九の二第一

項の場合」と、「第五項」とあるのは「同条第三項において準用する第五項」と、同条第四項中「第一項の場合」とあるのは「第七十四條の四十九の二第一項の場合」と、「前項」とあるのは「同条第三項において準用する前項」と、同条第五項中「第一項の場合」とあるのは「第七十四條の四十九の二第一項の場合」と、「第三項」とあるのは「同条第三項において準用する第三項」と、「第二十七條第六項、第三十三條の十五第三項、第四十六條第四項」とあるのは「第四十六條第四項」と、同条第六項中「第一項の場合」とあるのは「第七十四條の四十九の二第一項の場合」と、「第十條第二項及び第三項、第十八條第一項及び第三項並びに」とあるのは「第十八條第一項及び」と、同条第八項中「第二百五十二條の十九第二項」とあるのは「第二百五十二條の二十二第二項」と、「児童福祉法第三十四條の四第一項の規定による児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業についての都道府県知事の質問等に関する規定、同法第三十四條の五の規定による児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業の制限又は停止についての都道府県知事の命令に関する規定、同法第三十四條の十三第一項、第三項及び第四項の規定による一時預かり事業についての都道府県知事の質問等に関する規定、同法」とあるのは「児童福祉法」と、「児童福祉施設」とあるのは「第七十四條の四十九の二第一項に規定する特定児童福祉施設」と読み替えるものとする。

項の場合」と、「第五項」とあるのは「同条第三項において準用する第五項」と、同条第四項中「第一項の場合」とあるのは「第七十四條の四十九の二第一項の場合」と、「前項」とあるのは「同条第三項において準用する前項」と、同条第五項中「第一項の場合」とあるのは「第七十四條の四十九の二第一項の場合」と、「第三項」とあるのは「同条第三項において準用する第三項」と、「第二十七條第六項、第四十六條第四項」とあるのは「第四十六條第四項」と、同条第六項中「第一項の場合」とあるのは「第七十四條の四十九の二第一項の場合」と、「第十條第二項及び第三項、第十八條第一項及び第三項並びに」とあるのは「第十八條第一項及び」と、同条第八項中「第二百五十二條の十九第二項」とあるのは「第二百五十二條の二十二第二項」と、「児童福祉法第三十四條の四第一項の規定による児童自立生活援助事業についての都道府県知事の質問等に関する規定、同法第三十四條の五の規定による児童自立生活援助事業の制限又は停止についての都道府県知事の命令に関する規定、同法」とあるのは「児童福祉法」と、「児童福祉施設」とあるのは「第七十四條の四十九の二第一項に規定する特定児童福祉施設」と読み替えるものとする。

○ 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百五十七号）（抄）  
 （第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（公営住宅建替事業の施行の要件に関する特例に係る公共公益施設）                  第二条 法第六条第六項の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の二第二項に規定する放課後児童健全育成事業、同条第三項に規定する子育て短期支援事業、同条第六項に規定する地域子育て支援拠点事業若しくは同条第七項に規定する一時預かり事業の用に供する施設、同法第三十九条第一項に規定する保育所、同法第四十条に規定する児童厚生施設又は同法第四十四条の二第一項に規定する児童家庭支援センター</p> <p>二〇八（略）</p>	<p>（公営住宅建替事業の施行の要件に関する特例に係る公共公益施設）                  第二条 法第六条第六項の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の二第二項に規定する放課後児童健全育成事業若しくは同条第三項に規定する子育て短期支援事業の用に供する施設、同法第三十九条第一項に規定する保育所、同法第四十条に規定する児童厚生施設又は同法第四十四条の二第一項に規定する児童家庭支援センター</p> <p>二〇八（略）</p>



児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令案  
新旧対照条文



改正案	現行
<p>第一条の五 法第六条の二第四項に規定する乳児家庭全戸訪問事業は、原則として生後四月に至るまでの乳児のいる家庭について、市町村長が当該事業の適切な実施を図るために行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を受講した者をして訪問させることにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行うものとする。</p>	
<p>第一条の六 法第六条の二第五項に規定する養育支援訪問事業は、要支援児童等（同項に規定する要支援児童等をいう。以下この条及び第十九条の二において同じ。）に対する支援の状況を把握しつつ、必要に応じて関係者との連絡調整を行う者の総括の下に、保育士、保健師、助産師、看護師その他の養育に関する相談及び指導についての専門的知識及び経験を有する者であつて、かつ、市町村長が当該事業の適切な実施を図るために行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を受講したものをし、要支援児童等の居宅において、養育に関する相談及び指導を行わせることを基本として行うものとする。</p>	
<p>第一条の七 法第六条の二第六項に規定する地域子育て支援拠点事業は、次に掲げる基準に従い、地域の乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、当該場所において、適当な設備を備える等により、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うもの（市町村（特別区を</p>	

（傍線部分は改正部分）

含む。以下同じ。)又はその委託等を受けた者が行うものに限る。  
(とする。)

一 子育て支援に関して意欲のある者であつて、子育てに関する知識と経験を有するものを配置すること。

二 おおむね十組の乳児又は幼児及びその保護者が一度に利用することが差し支えない程度の十分な広さを有すること。ただし、保育所その他の施設であつて、児童の養育及び保育に関する専門的な支援を行うものについては、この限りでない。

三 原則として、一日に三時間以上、かつ、一週間に三日以上開設すること。

第一条の八 法第六条の二第七項に規定する一時預かり事業は、家庭において保育を受けることが一時的に困難となつた乳児又は幼児について、主として昼間において、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行うもの(特定の乳幼児のみを対象とするものを除く。)とする。

第一条の九 法第六条の二第八項に規定する小規模住居型児童養育事業において行われる養育は、同項の厚生労働省令で定める者(以下「養育者」という。)の住居において、複数の委託児童(法第二十七條第一項第三号の規定により小規模住居型児童養育事業を行う者(以下「小規模住居型児童養育事業者」という。)に委託された児童をいう。以下この条から第一条の三十までにおいて同じ。)が相互の交流を行いつつ、委託児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、委託児童の自立を支援することを目的として行われなければならない。

第一条の十 小規模住居型児童養育事業者は、委託児童の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、養育者等に対し、研修を実施する等の措置を講じなけ

ればならない。

第一条の十一 小規模住居型児童養育事業者は、委託児童の国籍、信条、社会的身分又は入居に要する費用を負担するか否かによつて、差別的取扱いをしてはならない。

第一条の十二 養育者及び補助者（養育者が行う養育について養育者を補助する者をいう。以下第一条の三十一において同じ。）（以下「養育者等」と総称する。）は、委託児童に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他委託児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

第一条の十三 養育者は、委託児童に対し法第四十七条第二項の規定により懲戒に關しその児童の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

第一条の十四 小規模住居型児童養育事業者は、小規模住居型児童養育事業を行う住居（以下「小規模住居型児童養育事業所」という。）ごとに、三人以上の養育者を置かなければならない。ただし、その一人を除き、補助者をもつてこれに代えることができる。

② 小規模住居型児童養育事業者は、小規模住居型児童養育事業所ごとに、一人以上の当該小規模住居型児童養育事業所に生活の本拠を置く専任の養育者を置くものとし、そのうち一人を当該小規模住居型児童養育事業所の管理者としなければならない。

第一条の十五 小規模住居型児童養育事業所の設備の基準は、次のとおりとする。

一 委託児童の居室、台所、浴室、洗面所、便所その他委託児童が日常生活を営む上で必要な設備及び食堂等委託児童が相互に交流